

公益社団法人浜松青年会議所 入会金及び会費使用用途に関する規程

(目的)

第1条

本規程は、公益社団法人浜松青年会議所が社会から受けた信頼とその負託に応えるべく、入会金及び会費の使用用途について規定し、よって公益法人としての存在目的を達成するために規程を定めるものである。

(入会金及び会費の使用)

第2条

定款第8条第2項及び第3項に定める入会金及び会費は、法人会計に100分の70以内を使用するものとする。

附則（平成22年11月1日）

本規程の制定は、一般社団及び財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

(参考)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）

第26条 法第18条第8号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

1 公益社団法人にあつては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第27条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。第48条第3項第1号ホにおいて同じ。）のうち、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産